

損害賠償の算定基準の考え方を判示した 知財高裁大合議判決 「二酸化炭素含有粘性組成物事件」

知財高裁令和元年6月7日判決（平成30年（ネ）第10063号）



日本大学法学部（大学院法学研究科）
教授（弁理士） 加藤 浩

第1 はじめに

令和元年6月7日、特許の侵害事件について、知財高裁・大合議判決「二酸化炭素含有粘性組成物事件¹」が示された。本判決は、知財高裁として13番目の大合議判決である。

この判決では、化粧品に関する特許の侵害が認定され、差止めと損害賠償の請求が認められた。判決では、化粧品分野における特許発明の技術的範囲の解釈や無効の抗弁などについて判示されており、また、損害賠償額の算定の考え方についても判示されている。したがって、今後、特許侵害訴訟においてこれらの点を検討するうえで参考になる判決である。

第2 事件の概要

1. 事件の経緯

この事件では、被控訴人（一審原告）は、発明の名称を「二酸化炭素含有粘性組成物」とする2件の特許（特許第4659980号、及び、特許第4912492号。各々、本件特許1、及び、本件特許2といい、併せて、本件各特許という。）を保有する特許権者である。これに対して、控訴人（一審被告）らは、「炭酸パック化粧品」（被告各製品）の製造、販売などを行っていた。

そこで、被控訴人は、控訴人らが製造、販売する「炭酸パック化粧品」は、本件各特許に係る発明（本件各発明）の技術的範囲に属し、それらの製造、販売が本件各特許の侵害行為に該当するなどとして、控訴人らに対して、「炭酸パック化粧品」の製造、販売等の差止め及び損害賠償などを求めて訴訟を提起した。

一審（大阪地裁平成30年6月28日判決／平成27年（ワ）第4292号）では、被控訴人の主張が認められたため、これを不服として、控訴人が知財高裁に上訴した。

1 知財高裁令和元年6月7日判決（平成30年（ネ）第10063号）「二酸化炭素含有粘性組成物事件」

2. 本件発明

<本件特許1>

本件特許1の請求項1、請求項7に記載された発明（各々、本件発明1-1、本件発明1-2という。）は、以下のとおりである。

【請求項1】部分肥満改善用化粧品、或いは水虫、アトピー性皮膚炎又は褥創の治療用医薬組成物として使用される二酸化炭素含有粘性組成物を得るためのキットであって、

1) 炭酸塩及びアルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物と、酸を含む顆粒（細粒、粉末）剤の組み合わせ；又は

2) 炭酸塩及び酸を含む複合顆粒（細粒、粉末）剤と、アルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物の組み合わせ

からなり、含水粘性組成物が、二酸化炭素を気泡状で保持できるものであることを特徴とする、含水粘性組成物中で炭酸塩と酸を反応させることにより気泡状の二酸化炭素を含有する前記二酸化炭素含有粘性組成物を得ることができるキット。

【請求項7】請求項1～5のいずれかに記載のキットから得ることができる二酸化炭素含有粘性組成物を含む部分肥満改善用化粧品。

<本件特許2>

本件特許2の請求項1、請求項7に記載された発明（各々、本件発明2-1、本件発明2-2という）は、以下のとおりである。

【請求項1】医薬組成物又は化粧品として使用される二酸化炭素含有粘性組成物を得るためのキットであって、

1) 炭酸塩及びアルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物と、酸を含有する顆粒剤、細粒剤、又は粉末剤の組み合わせ；

2) 酸及びアルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物と、炭酸塩を含有する顆粒剤、細粒剤、又は粉末剤の組み合わせ；又は

3) 炭酸塩と酸を含有する複合顆粒剤、細粒剤、又は粉末剤と、アルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物の組み合わせ；

からなり、

含水粘性組成物が、二酸化炭素を気泡状で保持できるものであることを特徴とする、含水粘性組成物中で炭酸塩と酸を反応させることにより気泡状の二酸化炭素を含有する前記二酸化炭素含有粘性組成物を得ることができるキット。

【請求項7】請求項1～5のいずれかに記載のキットから得ることができる二酸化炭素含有粘性組成物を含む化粧品。

3. 控訴人らの行為

控訴人（一審被告）らは、複数の化粧品関連会社であり、本件特許1の登録日以降、被告各製品（パック用化粧品）を製造又は販売した。被告各製品はいずれも、ジェル剤と顆粒剤の2剤をセットにして販売されており、炭酸水素ナトリウム、アルギン酸ナトリウム及び水を含むジェル剤と、リンゴ酸を含む顆粒剤を混合して使用するパック用化粧品のキットである。なお、被告各製品のジェル剤は含水粘性組成物、炭酸水素ナトリウムは炭酸塩、リンゴ酸は酸に相当するものである。